奈良県告示第三十八号

昭和三十二年六月奈良県告示第二百六十二号（水防法の規定による河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

表紀の川の項中「吉野郡吉野町大字左室　吉野郡吉野町大字河原屋」を「吉野郡吉野町南国栖　同」に、「津風呂川合流点」を「吉野町と川上村との境界」に改める。

表寺川の項の次に次のように加える。

米川	左岸	橿原市膳夫町
	右岸	同
		充満橋から寺川合流点まで

表高瀬川の項の次に次のように加える。

地蔵院川	左岸	奈良市藤原町
	右岸	同
		十六橋から佐保川合流点まで

表岩井川の項の次に次のように加える。

能登川	左岸	奈良市高畑町
	右岸	同
		市道橋から岩井川合流点まで